

平成25年（ワ）第38号等「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故原状回復等請求事件等

原告 中島 孝 外

被告 国 外1名

## 原告ら準備書面（被害総論14）

被侵害法益（被侵害利益）に関する整理

2016（平成28）年8月12日

福島地方裁判所 第1民事部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 安田 純 治  
外

## 目次

はじめに .....	3
第1 被侵害法益に関する従前の主張について .....	3
1 「原状回復等請求事件」における請求の趣旨 .....	3
2 被侵害法益に関する従前の主張 .....	3
第2 被侵害法益に関する主張の整理 .....	4
1 原告らの被害に関するこれまでの立証の到達点 .....	4
2 被害立証の到達点を踏まえた被侵害法益についての整理 .....	5
(1) 請求の趣旨第1項（原状回復請求）を基礎づける被侵害法益 .....	6
(2) 請求の趣旨第2項及び第3項（慰謝料請求）を基礎づける被侵害法益 .....	7
(3) 請求の趣旨第1項と同第2項及び第3項との関係について .....	7
第3 請求の趣旨第2項及び第3項（慰謝料請求）を基礎づける被侵害法益について「『包 括的生活利益』としての人格権」と主張する理由 .....	9
1 「包括的生活利益」とは何か .....	9
(1) 人間の生活を構成する諸要素 .....	9
(2) 原発事故による地域の自然環境の破壊が、これらの諸要素の全てに影響を与え、 地域で生活する者の生活全体にわたる被害をもたらしたこと .....	11
(3) 現実の被害実態を、いかに法的に評価すべきか .....	13
2 原告らの被った被害の共通性を把握する上での重要性 .....	16

## はじめに

本書面においては、本件原告らの被害に関するこれまでの主張立証の到達点を踏まえ、本件訴訟のうち、いわゆる「原状回復等請求事件」に関し、原状回復請求（請求の趣旨第1項。すなわち、原告らの居住地において、空間線量率を1時間あたり0.04マイクロシーベルト以下とせよとの請求）及び慰謝料請求（請求の趣旨第2項及び同第3項。すなわち、本件事故から、原告の居住地において空間線量率が1時間あたり0.04マイクロシーベルト以下となるまでの間、1か月金5万5000円の割合による金員を支払えとの請求）を基礎づける被侵害法益（被侵害利益）について、若干の整理を行う。

### 第1 被侵害法益に関する従前の主張について

#### 1 「原状回復等請求事件」における請求の趣旨

本件訴訟のうち、いわゆる「原状回復等請求事件」においては、請求の趣旨第1項において原状回復請求、すなわち、原告らの居住地において、空間線量率を1時間あたり0.04マイクロシーベルト以下とせよとの請求を行い、同第2項及び同第3項において、慰謝料請求、すなわち、本件事故から、原告の居住地において空間線量率が1時間あたり0.04マイクロシーベルト以下となるまでの間、1か月金5万5000円の割合による金員を支払えとの請求を行っているところである（2013（平成25）年3月11日付訴状1頁等）。

#### 2 被侵害法益に関する従前の主張

そして、上記の請求を基礎づける法律上の根拠である被侵害法益（被侵害利益）については、次のように整理している。

- (1) まず、請求の趣旨第1項の原状回復請求については、憲法13条の個人の尊厳の規定に淵源を有する人格権、具体的には、人格権の一内容をなす「放射性物質に汚染されていない環境において生活する権利」すなわち「放射線

被ばくによる健康影響への恐怖や不安にさらされることなく平穏な生活をする権利」と主張している（前同日付訴状79頁以下等）。

(2) 次に、請求の趣旨第2項及び第3項の慰謝料請求についても、原状回復請求と同様、「放射性物質に汚染されていない環境において生活する権利」すなわち「放射線被ばくによる健康影響への恐怖や不安にさらされることなく平穏な生活をする権利」の侵害の結果として、多様かつ重大な被害を被ったことに注目しつつ、すべての原告に共通する精神的な損害についての慰謝料の一部請求として、一律の慰謝料の支払を求めているものである（前同日付訴状82頁等）。

(3) このように、本件訴状等において、原告らは、その被った法益侵害の性質は、請求の趣旨第1項と、請求の趣旨第2項及び第3項について、いわゆる「平穏生活権」（放射性物質に汚染されていない環境において、放射線被ばくによる健康影響への恐怖や不安にさらされることなく平穏な生活をする権利）の侵害であると構成している。原告らの被害の全体像と被害構造について述べた2013（平成25）年11月1日付原告ら準備書面（被害総論1）においても、「（原告らの）さまざまな被害の根源の背景には、多くの場合、被ばくによる健康影響への不安が存在する。被害の根源が共通であり、かつ、その被害の背景に、健康影響への不安が存在するという意味でも、原告らの被害は共通性を有する。…各原告らへの被害の現れ方は異なるとはいえ、その被害の根源と被害構造は共通である。そのため、…その被侵害利益としては、被害の共通性に着目し、『生命・身体に直結する平穏生活権』と構成しているのである」（同16頁）と述べている。

## 第2 被侵害法益に関する主張の整理

### 1 原告らの被害に関するこれまでの立証の到達点

上記のように、これまで、原告らは、いわゆる「原状回復請求訴訟」の請求の趣旨第1項と、同第2項及び第3項との間において、その被侵害法益（被侵

害利益)は、いずれも、「生命・身体に直結する平穩生活権」であると整理してきた。

もちろん、原告らは、これまでも、本件原発事故により侵害された原告らの法益が「生命・身体に直結する平穩生活権」にとどまるものではないことを再三にわたって主張してきたところであり、また、個別の被害の立証においては、「生命・身体に直結する平穩生活権」にとどまらない原告らの被害の全体像の立証に努めてきたところである。例えば、原告ら準備書面（被害総論1）においては、「人間の生物的・社会的存在としての生存を可能ならしめる生活基盤をなす一定の地域が、丸ごと放射性物質に汚染されたという事実により、およそ、人間の生物的・社会的存在にかかわるあらゆる側面において、容易に回復しがたい多種多様な被害が生じる。そして、それらの被害は相互に関連し、増幅拡大する」「本件原発事故による本件原告らの被害の中核には、平穩生活権の侵害という事実が存在する。しかし、本件原告らのこうむった被害の全てを、平穩生活権の侵害としてのみ評価し尽くすことができないことも明らかである」と述べている（17～18頁）。

これまで本件訴訟において原告らの被害に関する立証として行われてきた、専門家証人尋問（特に、中通り9市町村の母子アンケート調査結果を踏まえた成元哲証人の尋問）、代表立証としての原告らの本人尋問、あるいは個別の陳述書（チェック方式陳述書含む）の提出などの結果を踏まえれば、原告らの被害が、単に、「生命・身体に直結する平穩生活権」の侵害というにとどまらず、およそ、人間の生活を構成する全側面・全要素にわたる、全面的な破壊・変容であり、まさに「生活そのものの全面的な侵害」であることが明らかである。

## 2 被害立証の到達点を踏まえた被侵害法益についての整理

上記のような被害実態及び被害立証の到達点を踏まえ、原告らは、現時点において、いわゆる「原状回復請求訴訟」における原状回復請求及び慰謝料請求の法的根拠であるところの、原告らが本件原発事故により侵害された法益（被

侵害法益・被侵害利益)について、あらためて、以下のように整理する。

**(1) 請求の趣旨第1項(原状回復請求)を基礎づける被侵害法益**

まず、請求の趣旨第1項の原状回復請求を基礎づける被侵害法益は、従前どおり、人格権の一種たる「生命・身体に直結する平穏生活権」、具体的には、「放射性物質に汚染されていない環境において生活する権利」すなわち「放射線被ばくによる健康影響への恐怖や不安にさらされることなく平穏な生活をする権利」である。

そもそも、本件原発事故により、放射性物質で地域が汚染され、地域住民に将来の健康影響や生命のリスクが生じることが強く懸念される状態に至ったことから、汚染地域住民は、生活の全般に及ぶ深刻な被害を蒙るに至ったのであり、これが被害の根源をなすものである。また、自分や家族の生命・身体は、およそ人にとって、かけがえのないものであることから、絶対性・排他性を有する。したがって、有害物質の汚染等により生命・身体に対するリスクについて恐怖や不安を抱く事態となり、そのような恐怖や不安に一定の社会的合理性が存在すれば、汚染の予防(汚染原因行為の差し止め請求)や汚染物質の除去等(原状回復請求)等を法的に根拠づける法的権利として、「生命・身体に直結する平穏生活権」を観念することができる。なお、「生命・身体に直結する平穏生活権」という用語自体は構学上のものであるが、裁判例においても、「人格は人の生活の全ての面において法律上の保護を受けるべきものであるから、生活のそれぞれの局面においてそれに相応するそれぞれの権利が認められるべきである…人は、人格権の一種として、平穏安全な生活を営む権利を有している」(東京高判昭和62年7月15日、判例時報1245号3頁)、「何人も、生命、身体、安全性を侵されることなく、平穏な生活を営む権利を有し、受忍限度を超えて違法にこれを侵された場合には、人格権に対する侵害としてその侵害の排除を求めることができる」(大阪高判平成5年3月25日、判例時報1469号87頁)などとする裁判例

も多数存在しており、こうした考え方自体は、我が国の裁判所も採用するところであるといえる。そして、まさに、本件事故により、原告らをはじめ、汚染地域に居住する者は、「生命・身体に直結する平穏生活権」の深刻な侵害を被ったことは、これまで主張立証してきたとおりである。

## (2) 請求の趣旨第2項及び第3項（慰謝料請求）を基礎づける被侵害法益

これに対し、請求の趣旨第2項及び第3項の慰謝料請求権を基礎づける被侵害法益としては、上記のような「生命・身体に直結する平穏生活権」をも包含するが、これまで主張立証してきたような被害実態からして、それよりも広く、およそ人の生活を構成する要素すべてに深刻な破壊ないし変容が生じていることから、慰謝料請求権を基礎づける被侵害法益としては、「生命・身体に直結する平穏生活権」の侵害のみにとどまらず、より広い生活領域における生活破壊を含むものとして考えるべきである。

この点、本件原発事故を踏まえ、民法学者等から、「『包括的生活利益』としての人格権（平穏生活権）侵害」との評価がなされていることにも鑑み、原告らは、請求の趣旨第2項及び第3項（慰謝料請求）を基礎づける被侵害法益として、新たに「『包括的生活利益』としての人格権」と主張するものである。「『包括的生活利益』としての人格権」の内容等については、本書面第3以降において詳述する。

## (3) 請求の趣旨第1項と同第2項及び第3項との関係について

上記のように、請求の趣旨第1項の原状回復請求（各原告の居住地の空間線量率を1時間あたり0.04マイクロシーベルト以下にすることを求める）を基礎づける被侵害法益（生命・身体に直結する平穏生活権）と、同第2項及び第3項の慰謝料請求（第2項においては、本件事故日から提訴日までの月5万5000円、第3項においては、提訴日以降、各原告の居住地の空間線量率が1時間あたり0.04マイクロシーベルト以下となるまでの間の月5万5000

0円の支払を求める)を基礎づける被侵害法益(『包括的生活利益』としての人格権)とが、異なるものであると整理する場合、その関係が問題となる。

しかし、原告らは、従来から、第1項の原状回復請求と第2項及び第3項の慰謝料請求とを、論理的択一関係ないし代替的な関係にあるものとして主張してきたわけではない。もともと、原状回復請求と慰謝料請求とは、その法的性質も発生要件も異なる以上、これらを基礎づけるための被侵害法益のとらえ方が異なっても何ら問題はない。第1項も、第2項・第3項のいずれも、本件原発事故とこれに伴う放射性物質による地域汚染に被害の根源があるが、その被害を絶対権・排他権である生命・身体権に引き寄せて考え、ここから原状回復請求権を根拠づける(生命・身体に直結する平穏生活権)か、これを包含しつつ、これとは相対的に区別される別個の生活要素の侵害も含めて慰謝料請求の根拠とするか(『包括的生活利益』としての人格権)という違いがあるのであり、この違いは、原状回復請求と慰謝料請求という請求そのものの差異から生じるものである。

そして、第3項において、各原告の居住地の空間線量率が1時間あたり0.04マイクロシーベルト以下となるまでの間の月5万5000円の支払を請求しているのは、原状回復がなされる(すなわち、各原告の居住地の空間線量率が本件事故前の水準に戻る)までの間、さまざまな生活利益の侵害という被害事実が生じる以上、慰謝料請求の終期を原状回復がなされるまでの間としたもの、つまり、将来にわたる慰謝料請求の終期を画するために、その終期を原状回復がなされるまでとしたものにすぎない。

以下においては、本件事故による原告らの精神的苦痛を「『包括的生活利益』としての人格権侵害」の現れと評価すべき理由について、より詳しく述べる。

### 第3 請求の趣旨第2項及び第3項（慰謝料請求）を基礎づける被侵害法益について「『包括的生活利益』としての人格権」と主張する理由

#### 1 「包括的生活利益」とは何か

##### (1) 人間の生活を構成する諸要素

そもそも、人間の「生活」とは、人間が動物（生命体）として生存し、生命をつなぎ繁殖（生殖）していくためのさまざまな活動の総体を意味する。人間の生活活動は、他の生命体のように、一定の自然的物理的環境を前提とし、自然的物理的環境との相互作用において営まれるが、人間は、他の動物とは異なり、自らの生存条件それ自体を改良するために道具を利用し、「衣食住」と表現されるような生存条件の拡大のための活動を行っている。また、人間は社会的動物であり、他の人間との社会的関係を構成し、その中において、宗教、政治、科学、経済などさまざまな文化的活動を営んでいる。つまり、人間は自然の一部として存在しながら、一定の目的をもって自然に働きかける。その際、人間は、人間相互の社会関係を形成して自然に働きかけ、人間の生存に必要な財を生産し、これを分配し、消費する。このように、人間の生活は、人間と自然の物質的代謝過程としてとらえることができるが、これは、その過程が行われる場所の自然的・歴史的条件に規定され、場所ごとに異なる独自の生活様式や文化が形成される。

このように、人間の生活を構成する諸要素は多面的である。これを俯瞰すると、一定の自然的物理的環境を前提とし、その中で、食（栄養の摂取のために、食物を入手し調理する）、衣（体温維持と清潔の保持のために衣類を身につける）、住（睡眠をとり休養をするための場所を確保する）などの基本的生命維持活動を行う。そして、これとあわせて、生命を次世代につないでいくために、性生活・出産・子育てなどの活動を行って一定の家族関係を構成する。さらに、これらの基本的生命維持活動や生殖活動を組織的効率的に行うために、宗教、科学、医療、教育、経済、芸術などの文化的社会的活

動を営む。そして、特に近代社会においては、衣食住の生活の基本的な物的要素を自らの労働によって直接入手獲得するのではなく、専門的な活動に従事し、その中で普遍的交換手段としての貨幣を得ることにより、貨幣と引き換えに衣食住等の生活の基本的な物的要素を入手獲得する。この専門的活動が職業活動である。

これらを図式的に整理すれば、一定の地域の物理的自然的環境の上に、衣食住などの基本的生命維持活動及び家族活動（生殖・子育て）が営まれ、さらに、他者との相互作用である職業活動、文化的社会的活動などが重層的に重なりあうことにより、人間の生活の総体が形成されていると言える。そして、この生活の総体は、その地域の自然的・歴史的条件に加え、個人や世代を超えた歴史的な営みの総体の上に成り立つものであり、人間は、その世代世代の日々の営みを繰り返し、物質的生産や生活の条件を作り上げ、次世代にこれを受け継いできたのである。例えば、農業（人間の生存そのものにとって最も基本的な財である食物を生産する営みであり、かつ、本件原告らの居住地である福島県及び近県の基幹産業である）についてみれば、農業の基本となる農地は、原野を開墾すればできあがるというようなものではない。農地を耕し、肥料や腐葉土などを施して肥沃な農地を作るという作業の結果、肥沃な土が農地の表土に薄く堆積する（1年間の作業の結果、新たに数mmの肥沃な表土層が生み出されるにすぎないとも言われる）。こうした何世代にもわたる努力の結果、消費者にも喜ばれるような農作物を育てることのできる農地が作られるのである。こうした点から見れば、農地は、農業を営む者にとって、単なる物質的財貨でも、生産財でも、仕事の間でもない。祖先から受け継ぎ、自分の世代においても努力を重ねてさらに肥沃にして、子や孫に引き継ぐべきものであって、そうした営みそれ自体が、農業を営む者にとっての生きがい（「生きがい」も、人が生活を営む上で極めて重要な価値を持つものであることは言うまでもない）の一つを構成するものなのであり、

農地は、そうした営みの象徴としての意味を持つのである。こうした歴史的な営みとその継続は、単に農業従事者についてのみあてはまるものではない。各地域での祭礼など長く継続的に行われてきた伝統的文化行事、あるいは、住家そのものなど、地域におけるさまざまな活動についても、歴史的な営みの継続のもとに形成されてきたと言える。本件原告らの居住地である福島県及び近県は、首都圏のような大都市部とは異なり、自然に直接働きかける生産活動に従事する者が多く、また、地域での伝統的な文化行事にも比較的多くの者が参加してきたのであり、その生活の中では、地域での歴史的な営みや文化的な活動が、大都市部での生活者に比較して、より大きな位置を占めていたのである。

**(2) 原発事故による地域の自然環境の破壊が、これらの諸要素の全てに影響を与え、地域で生活する者の生活全体にわたる被害をもたらしたこと**

すでに述べているように、原発事故による地域の汚染（地域の自然環境の破壊）は、人間の生活の諸要素のすべての基盤・土台となる物理的自然的環境の汚染・破壊であることから、そこに居住する者の生活活動のおよそあらゆる分野（その者の生活を構成するあらゆる要素）に深刻な影響（生活自体の破壊や生活の質（QOL=Quality of Life）の低下）を及ぼすこととなる。特に、政府・自治体からの避難指示等による避難者（強制的避難者）について言えば、居住地からの避難を強制されたことにより、生活活動の基盤・土台自体から切り離されてしまったものであり、生活を構成するあらゆる要素にわたり、その破壊やQOLの低下が生じることは明らかである。

また、これらの被害は、強制的避難者だけではなくいわゆる自主的避難者や滞在者にも深刻な形で生じた。

例えば、衣食住という基本的生命維持活動の側面について考えれば、(1)「衣」の側面では、特に原発事故直後、大気中に放射性物質が散乱していることが想定された時期においては、これを吸い込んだり体に付着することを防止す

るため、暑い時期でもマスク等の着用，上着の着用，長袖の着用などを余儀なくされた。(2)「食」の側面では、汚染地（特に福島県産）の食材を避けるなどの行動を余儀なくされた。(3)住居やその周辺の放射性物質による放射線被ばくを避けるため、家の開口部に目張りをする，暑い時期でも窓を開けない，自らの労務や出費によるいわゆる「自主除染」，水を入れたペットボトルを防護壁代わりに設置するなどの行動を余儀なくされた。さらには，これらの回避行動によっても，放射線被ばくを完全に防護することはできないから，政府や自治体の避難指示が出ていない地域であっても，被ばくの健康リスクを深刻に受け止める人は，汚染されていない（汚染の程度が低いと考えられる）場所への避難をせざるを得なかったのである

また，上記のように，人が人間らしく生活するためには，単に基本的生命維持活動の基本的条件が存在するだけでは不可能であり，将来を担う次世代を生まだし育む活動（生殖活動・家族関係・教育関係）や，他者との相互作用である職業活動，文化的社会的活動などが不可欠である。本件原発事故に伴い放出された放射性物質による被ばくについては，細胞分裂が盛んであり放射線感受性が高いとされる若年者への健康影響が特に深刻視されていることから，妊婦や子どもなどのいる家庭では，いわゆる「自主避難」を余儀なくされ，その中で家庭内の不和が生じたり，滞在者についても子どもの保護者や教育関係者がさまざまな苦勞を強いられるなど，将来を担う次世代を生まだし育む活動（生殖活動・家族関係・教育関係）にも大きな被害をもたらした。さらには，職業活動，文化的社会的活動にも，大きな支障と困難をもたらしたのである。

このように，原発事故による地域の自然環境（人間の生活の物質的土台）の破壊が，およそ人間の生活を構成する諸要素の全てに影響を与え，地域で生活する（生活してきた）者に対し，生活全体にわたる被害をもたらした。しかも，それらの被害は，複雑に絡み合い，互いに増幅して，さらに深刻な

被害をもたらすのである。例えば、農地の汚染という事実は、単に生産財である農地が汚染されたという事実にとどまらない。農業従事者は、農地の上で長時間屋外作業に携わらなければならない以上、これによる放射線被ばくの影響を被りやすくなる。それだけでなく、汚染された農地で生産した農作物についてのいわゆる「風評被害」によって、農作物が売れなくなったり買いたたかれたりする。さらには、いままで自分の作る農作物を喜んでくれた消費者との間の人的関係が破壊され、場合によっては農作物を出荷すること自体に罪の意識まで感じるようになり、農業に従事することへの誇りや生きがいまで危機にさらされることすら生じ、先祖から代々受け継いできた農地を、自分の子や孫に自信を持って引き継いでもらうことができなくなるといった被害が連鎖的に生じるのである。これは、単なる一例にすぎないが、人間の生活を構成する諸要素は、一つ一つが独立して存在するのではなく、一定の地域の中での歴史的関係や人間関係に規定され、それぞれが複雑に連鎖して存在しているのであるから、そのもっとも基本的な基盤である物質的土台をなす自然環境が放射性物質により汚染されれば、そこに暮らす人の生活のさまざまな側面に被害をもたらす結果となるのである。

### (3) 現実の被害実態を、いかに法的に評価すべきか

このように、本件原発事故は、汚染地域に居住する者の生活活動のおよそあらゆる分野（その者の生活を構成するあらゆる要素）に深刻な影響（生活自体の破壊や生活の質の低下）をもたらしている。

このような現実の被害実態を見るとき、これらの被害・損害を、これまでの裁判実務等における損害賠償の取扱い（狭い意味での「差額説」、すなわち、財貨的価値に換算できる損害項目ごとに不法行為前後の財貨的価値の差額を積み上げて損害を計算する手法）をそのままあてはめて解決するのが果たして妥当であるのかという疑問が生じるのは、きわめて当然のことといえる。

本件事故による損害賠償については、原子力損害賠償法に基づき、原子力損害賠償紛争審査会（以下「原賠審」という。）が当事者の自主的解決の目安としての「指針」（中間指針及びその追補）を策定し、被告東京電力は、基本的にはこの指針に基づいて被害者に対する賠償（補償）を行っている。しかし、原賠審の指針等については、民法学者等から、「中間指針の損害論には、従来の不法行為損害論によって把握されてきた損害項目について損害賠償の考え方が示されているが、本件原発事故が引き起こした新たな被害に対する損害論については、抜け落ちている（放射能汚染のばく露による健康被害に対する深刻な危惧感、故郷の喪失による地域生活利益の喪失、環境被害など）か、あるいは不完全・不十分にしか示されていない（避難慰謝料、財物被害、避難区域外避難者の慰謝料など）。中間指針は従来の不法行為損害論の適用ないし拡張適用という既存の枠にあてはめて導かれているのに対して、本件原発事故は従来経験したことのない新たな被害を引き起こし、新たな損害論の構築を必要としていることに応えていないのである」（淡路剛久（立教大学名誉教授・民法学）「『包括的生活利益』の侵害と損害」（『福島原発事故賠償の研究』17頁以下、甲C101）などの批判がなされている。

また、被害・損害の金銭評価にあたっては、「従前の定型的被害類型を想定して立てられた個別の損害項目では、今回の原発事故のような非定型の被害において被害者に生じた差を的確に表現することができず、既存の損害項目とこれに対応する金額を積み上げただけでは、差額を十分に補足することができない。特に、福島原発事故においては、個人にあっては当地での生活の総体が破壊され、また、事業者にあっては無形のものを含めた事業活動の利益が全体として破壊されているところ、従前の方式のもとでの個別損害項目をいくら積み上げたとしても、被害者の権利・利益に対する侵害の結果として被害者に生じた生活の総体や事業活動の総体の差を反映させるのには限

界がある。…福島原発事故の特質を踏まえたとき、基礎に据えられるべきは、従前の損害把握の枠組みとは本質的に異なる視点、すなわち、包括的生活利益としての損害の把握である」「このことは、さらに、①生活の総体や事業活動の総体を破壊する権利・法益侵害が生じた事件類型においては、差額説に言う差をとる際には、人身とか物といった個々の侵害客体の価値のみに捕らわれた損害把握をしてはならないし、②被害者が生活・事業の面で個々の客体を用いてどのような人格の展開をし、その結果を享受することができたであろうかという点（幸福追求権〔人格権〕が具体化したものとしての自己決定権に基礎づけられる）を考慮に入れた評価をしなければならないとの問題提起につながっていく」などと批判されている（潮見佳男（京都大学教授・民法学）「福島原発賠償に関する中間指針等を踏まえた損害賠償法理の構築」前掲書106頁以下、甲C102）。

これらを踏まえて、本件事故により、被害者がこうむった権利・法益侵害を法的に把握するにあたって、「損害事実説によれば、『地域での元の生活を根底から丸ごと奪われた』こと、すなわち、平穏な日常生活（家庭生活、地域生活、職業生活など）を奪われたことが、損害である。差額説をとっても、法益の差としてとらえる考え方によれば、侵害行為がなかったならば惹起されなかったであろう状態から侵害行為によって惹起されている現実の状態の差（無形の侵害）であり、それは平穏な日常生活の喪失である。平穏な日常生活を営む権利は、原賠法によって保護されるべき権利法益（自由権、生存権、居住権、人格権、財産権を含む）であり、「包括的生活利益としての平穏生活権」（包括的平穏生活権）と呼ぶことができる。…吉村教授（引用者注：吉村良一立命館大学教授・民法学）は、本件原発事故の損害論を上記『身体権に直結した平穏生活権』侵害のケースとして構成する考えを提示されているが、わたくしとしては、本件原子力事故（「…作用等」）によって侵害された法益は、地域において平穏な日常生活をおくることができる生

活利益そのものであることから、生存権、身体的・精神的人格権—そこには身体権に接続した平穩生活権も含まれる—および財産権を包摂した『包括的生活利益としての平穩生活権』が侵害されたケースとして考えることとしたい」（淡路剛久前掲論文，前掲書21頁以下，甲C101）という提言がなされている。

このように、本件原発事故被害に関する法律学研究者の提言も踏まえれば、上記のように、本件原告らの被害を法的に評価するための被侵害法益（権利）として、「『包括的生活利益』としての人格権」と主張することは、何ら不自然なことではない。そして、ここでいう「『包括的生活利益』としての人格権」侵害とは、原告らがこれまで主張してきた「生命・身体に直結する平穩生活権」、すなわち「放射性物質に汚染されていない環境において、放射線被ばくによる健康影響への恐怖や不安にさらされることなく平穩な生活をする権利」も含まれるが、それより広く、本件原告らが、居住地の放射性物質汚染によってこうむったさまざまな生活破壊、例えば、家族等の人間関係の崩壊変容や職業生活における生きがいの喪失などによる被害（いわば、不定形かつ無形的価値を持つ被害）も含むものである。これらの不定形かつ無形的価値を持つ被害は、これまでの裁判実務においても、慰謝料算定の際には、（十分かはともかく）基礎事情として考慮されており、これらの不定形かつ無形的価値を持つ被害についても、慰謝料の算定の基礎とすることは、何ら、裁判実務の取扱いに反するものではない。

## 2 原告らの被った被害の共通性を把握する上での重要性

このように、本件において、被侵害法益を「『包括的生活利益』としての人格権」と把握するとき、その被侵害法益には、上記のような、人の人間らしい生活を構成するさまざまな要素が包含されることとなる。

本件訴訟の原告らには、避難指示等区域からの強制的避難者だけでなく、いわゆる「自主的避難者」や、避難指示等区域以外の地域の滞在者も含まれ、そ

の被害は、各原告らの居住地域（本件原発からの距離、地域の汚染の程度等）、家族構成（特に、家族の中に妊婦や子どものように放射線感受性の高い者や高齢者・障害者などの社会的弱者がいたかなど）、従事していた職業、地域で携わってきた諸活動、本件原発事故後にとった行動など、さまざまな事情により、被害の現れ方（生活を構成するどの側面に強く被害が生じたか）や程度に差異が生じる。

しかし、これは、本件原発事故による汚染地域に居住していた者が、およそ、人間の生活を構成する諸要素の全てにわたる被害をこうむったという本件原発事故の被害の特質によるものであり、被害の現れ方や程度に差異があるからといって、その被侵害法益が全く異なるものであるということの意味するものではない。

各原告らの被害は、それぞれの生存と人格形成の基盤である地域の自然環境そのものが放射性物質によって汚染されたという被害の根源、あるいは被害の発生メカニズム（これについては、原告ら被害総論準備書面1等において詳しく述べたところである）が共通であり、その地域の中で平穏に営まれていた生活の諸側面が破壊され、変容されたという点でも共通性を有しており、その諸側面のうちのどの側面が強く侵害されたかという点や、その侵害の程度において多様性があるというにすぎないのである。

本件において、慰謝料請求を基礎づける被侵害法益を「『包括的生活利益』としての人格権」と把握することは、各原告らに共通する被害を正しくありのままに評価するためにも有用である。

以上